資料３

概要版

第四次川越市保健医療計画

令和８（2026）年度～令和 12（2030）年度

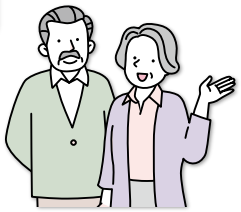

1　計画策定の趣旨

本市は、地域の現状を踏まえた保健医療の在り方とその実現のための方向性を明らかにすることを目的として、平成18（2006）年３月に「川越市保健医療計画」、平成28（2016）年３月に「第二次川越市保健医療計画」、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までを計画期間とする「第三次川越市保健医療計画」を策定し、保健対策の推進や医療体制の確保、保健医療の充実に取り組んできました。

本計画は、第三次計画の次期計画として、社会状況の変化等に対応するとともに、「第五次川越市総合計画」の「福祉・保健・医療」及び「こども・子育て」分野の方向性の実現を目指し、さらなる保健医療施策の充実を図るため、令和８（2026）年度以降の取組を体系的に整理し、計画的に進めることを目的として策定するものです。

2　基本理念

生涯にわたって、健やかでいきいきと
安心して暮らせるまち
こどもや若者が将来に希望をもって
自分らしく成長できるまち

本市のまちづくりの指針である「第五次川越市総合計画」の基本構想に掲げられた「福祉・保健・医療」及び「こども・子育て」の分野における方向性を、本計画が目指すべき基本理念として位置付け、本計画の推進を、総合計画が目指す都市像の実現につなげます。

基本目標

1　保健衛生の充実

目的：保健衛生の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

2　健康づくりの推進

目的：健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ること。

3　医療体制の充実

目的：医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

4　社会保障制度の適正運営

目的：社会保障制度を適正に運用すること。

3 計画の体系

［ 基本理念 ］	［ 基本目標 ］	［ 主要課題 ］	［ 施策 ］	
生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち こどもや若者が将来に希望をもって自分らしく成長できるまち	1 保健衛生の充実	1 保健所機能の充実	（1）保健衛生施設の機能充実	保健衛生施設等の整備や、専門職等の資質の向上を図り、適切な事業実施のための体制を確保します。
			（2）検査機能の充実	川越市保健所で実施する食品・水質・感染症等検査体制を確保します。
		2 保健予防対策の推進	（1）精神保健対策の推進	市民のこころの健康づくりを推進します。
			（2）感染症予防対策の推進	市内における、感染症のまん延を防止します。
		3 生活衛生対策の推進	（1）食の安全の確保	食品営業施設等の監視及び指導を行うとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めることにより、市民の食の安全･安心を確保します。
			（2）衛生的な住環境の確保	生活衛生施設の監視･指導を行うとともに、動物愛護･適正飼養の普及･啓発に努め、衛生的な住環境を確保します。
	2 健康づくりの推進	1 予防接種の推進	（1）予防接種の推進	市民の健康を保持するため、予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防します。
		2 母子保健の充実	（1）母子保健の充実	安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、母子の健康の増進を図ります。
		3 健康寿命の延伸	（1）健康づくりの推進	市民一人ひとりが健やかで、心豊かに生きがいを持ち、充実して暮らせるように、健康づくりを推進します。
			（2）食育の推進	生涯にわたる市民の健康増進と食に関する感謝の気持ちや豊かな人間性を育むため食育を推進します。
			（3）歯科口腔保健の充実	生涯を通じた歯科疾患の予防と早期発見、早期治療を促し、全身の健康状態や生活の質の向上を目指します。
			（4）特定健康診査等の実施	特定健康診査等により、主に生活習慣病リスクの早期発見・予防を推進します。また、リスクが高い市民には特定保健指導等を通して生活習慣の改善・疾病の早期治療を促し、重症化を防ぎます。
			（5）がん検診等の実施	がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促します。
	3 医療体制の充実	1 地域医療体制の整備・充実	（1）地域医療の基盤づくり	地域における医療提供体制の充実を図ります。
			（2）医療の安全確保	適切な医療を提供できる医療体制を確保します。
		2 緊急時の医療体制の整備	（1）救急医療体制の整備	傷病の重症度･緊急度に応じた適切な医療を提供できる救急医療体制を確保します。
			（2）災害時医療体制の整備	災害時に患者の重症度に応じた医療を適切に提供するため、災害時医療体制の整備に努めます。
		3 医療制度等の充実	（1）障害者医療の充実	障害のある人が適切な医療を受けられる環境整備の推進を図ります。
			（2）母子医療の充実	未熟児、身体障害児、特定疾病児童等に対して療養費の給付等を行い、児の健全な育成を支援するなど、母子医療の充実を図ります。
			（3）難病対策	難病療養者等のＱＯＬの向上を図ります。 骨髄移植ドナー登録の推進を図ります。
	4 社会保障制度の適正運営	1 社会保障制度の適正運営	（1）国民健康保険制度の健全な運営	医療費適正化に向けた取組及び必要な保健事業の推進を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課に努め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
			（2）後期高齢者医療制度の円滑な運用	後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

4 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりを進める指針である「第五次川越市総合計画」を上位計画とし、本市の保健医療分野に係る取組の具体的な推進を図る個別計画として位置付けるとともに、国や埼玉県の方針・計画の方向性や本市における他の個別計画との整合性を図りながら策定するものです。

《川越市保健医療計画の位置付け》

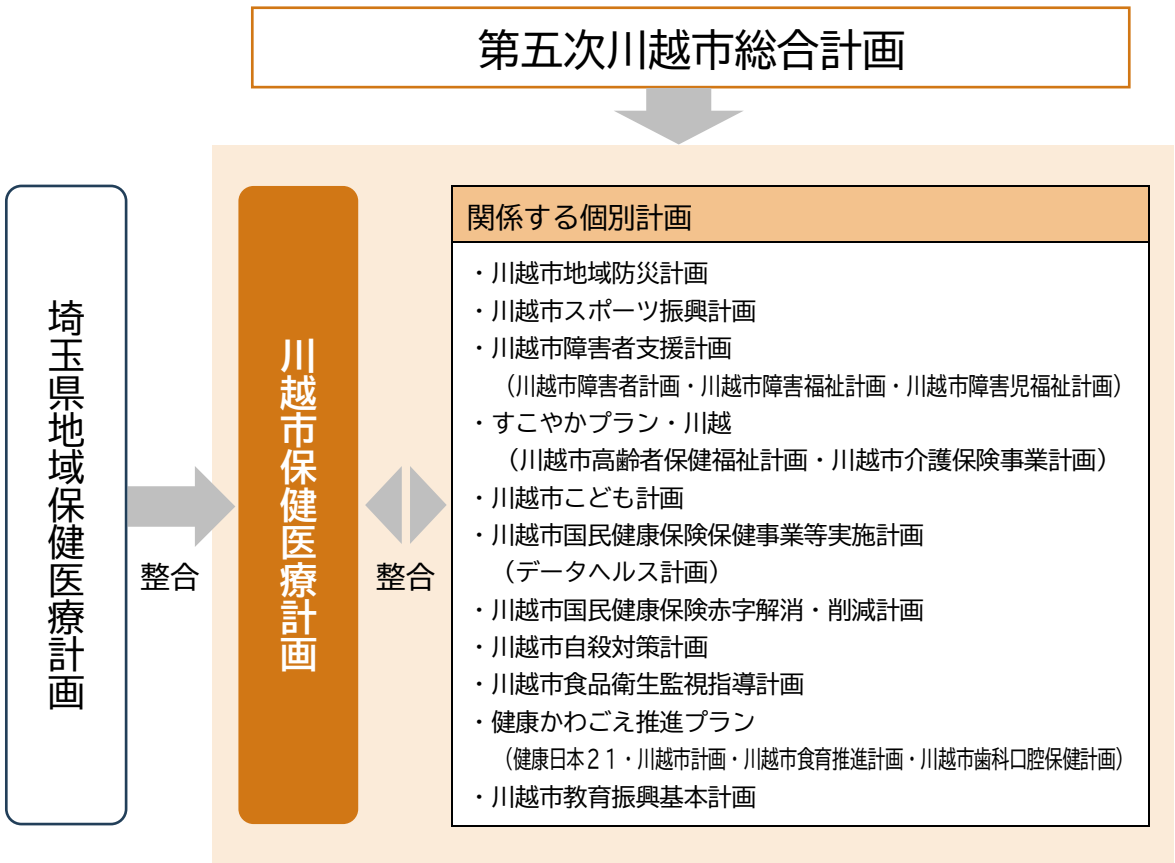

5 計画の推進体制と進行管理

本計画の各施策の担当において、それぞれ施策の目的及び指標の達成を目指し、施策の取組について推進を図ります。

本計画の進捗状況は、指標等を用いながら、毎年度、川越市医療問題協議会において確認を行うとともに、達成状況の評価を行い、改善につなげながら、計画された施策の着実な推進に努めます。

施策の推進に当たっては、必要な財源の確保に努め、限られた財源の中で、事業を効果的に実施していけるように努めます。

第四次川越市保健医療計画（概要版）　令和８年３月

問い合わせ先：川越市　保健医療推進課　ＴＥＬ　049-224-5832（直通）